

JAPAN P&I NEWS

No.994

2018/11/22

外航組合員各位

米国 – 環境保護庁 (EPA)

2013 Vessel General Permit (2013 VGP) の有効期間の延長

2013年12月10日付特別回報[第13-018号](#)をご参照ください。

現在、米国領海3海里以内（内水を含む）に入域し、通常の船舶運航に伴う排出物を有する全長79フィート（24.08メートル）以上の全ての商船は2013 VGPの要求を満たすことが義務付けられています。現行の2013 VGPの有効期間は、2018年12月18日までの5年間で、それまでに新しいVGPが発表される予定でした。しかし、新しいVGPの発表が2019年の夏の終わりごろまで先延ばしされたため、EPAは2013 VGPの有効性を暫定的に延長することを決定しました。

2018年12月19日以降、現行の2013 VGPの下でのNotice of Intent (NOI)の提出ができなくなるので、今後12ヶ月以内に米国寄港の予定がある船主/オペレーターは、期限内に間に合うようお手続きをお願い申し上げます。

VGPに関するEPAのウェブサイトは以下のとおりです。

<https://www.epa.gov/npdes/vessels-vgp>

以上

日本船主責任相互保険組合 業務部

Phone: +81 3 3662 7214 Fax: +81 3 3662 7107 Email: ri-dpt@piclub.or.jp

Website: <https://www.piclub.or.jp>